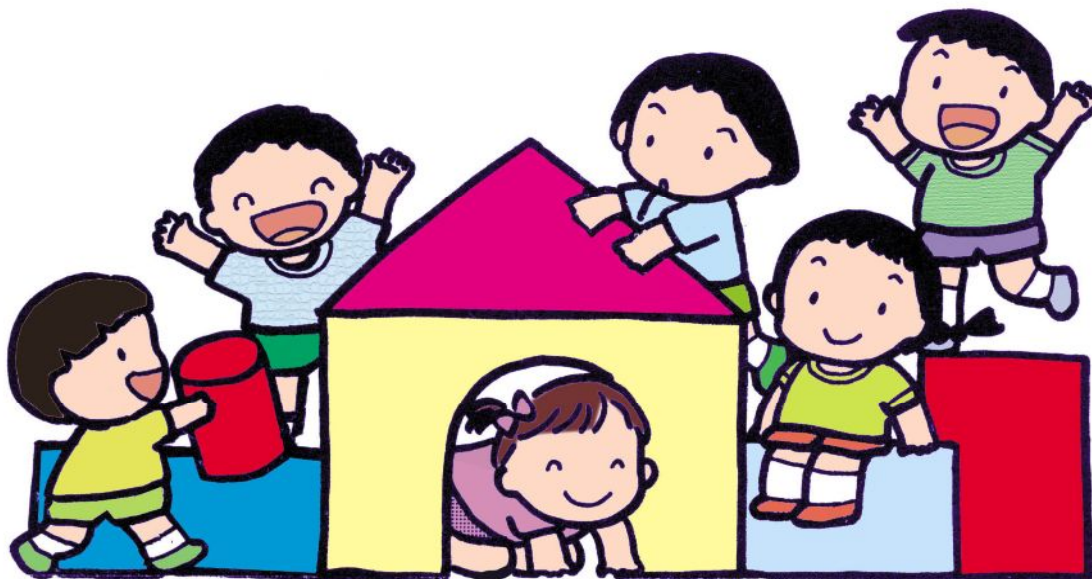


子ども・子育て支援新制度に係る基準案に関する 意見公募（パブリックコメント）の概要（案）

【意見募集期間】 平成26年8月4日（月）まで



墨田区 福祉保健部 子ども・子育て支援担当

子育て支援課 子育て計画担当

電話：03-5608-6084（直通）

**子ども・子育て支援新制度において
墨田区が条例で定める各種基準案に関して
皆さんのご意見を募集します！**

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を目的とした「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に制定されました。この法律に基づき、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートする予定です。新制度においては、施設や事業の設備及び運営に関する基準について、国の定める基準（政省令）を踏まえ、自治体ごとに新たに条例を定めることとなっています。

これらの基準の条例を定めるにあたり、墨田区子ども・子育て会議における検討結果を反映させたものを基準案としてとりまとめましたので、広く皆さんからご意見を募集いたします。

★皆さんからご意見を募集する基準案

①地域型保育事業の設備及び運営に関する基準（認可基準）案

地域型保育事業は、原則満3歳未満の保育を必要とする乳幼児に対し行う「小規模保育」、「家庭的保育」、「居宅訪問型保育」、「事業所内保育」の4つに類型されます。新制度において地域型保育事業は、区市町村の認可事業として位置付けられることから、設備や運営など認可に係る基準を定める必要があります。

②特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（確認基準）案

学校教育法、児童福祉法等に基づき都から認可等を受けていることを前提として、区が施設・事業者からの申請に基づき、適切な運営を行っているかを確認するための基準を定める必要があります。施設は確認を受けることにより、給付の対象となります。

③放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（運営基準）案

放課後児童健全育成事業（学童クラブ）は、保護者が日中就労等で家庭にいない小学生に対し、授業就労後の遊びや生活の場を提供する事業です。新制度では、各区市町村が事業の設備・運営の基準を定める必要があります。





— 資料の目次 —



～ 子ども・子育て支援新制度について ～

・ 子ども・子育て支援新制度とは	P 1
・ 子ども・子育て支援新制度の主なポイント	P 1
1. 給付制度の創設と支援事業の充実の2本立て	P 1
2. 認定こども園制度の改善	P 2
3. 地域子ども・子育て支援の充実	P 2
4. 給付対象施設となるための「認可」と「確認」	P 3
5. 教育・保育施設の利用手続き	P 3・P 4
6. 利用者負担	P 4

～ 墨田区が定める基準について ～

・ 国の基準の類型	P 5
・ 地域型保育事業の設備及び運営に関する基準(認可基準)案の概要 ...	P 6・P 7
・ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 (確認基準)案の概要	P 8・P 9
・ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(運営基準) 案の概要	P 10
● パブリックコメントの手続きについて	P 11
● 意見提出用紙	別紙
● 地域型保育事業の設備及び運営に関する基準(認可基準)案	資料1
● 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 (確認基準)案	資料2
● 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(運営基準) 案	資料3

～ 子ども・子育て支援新制度について ～

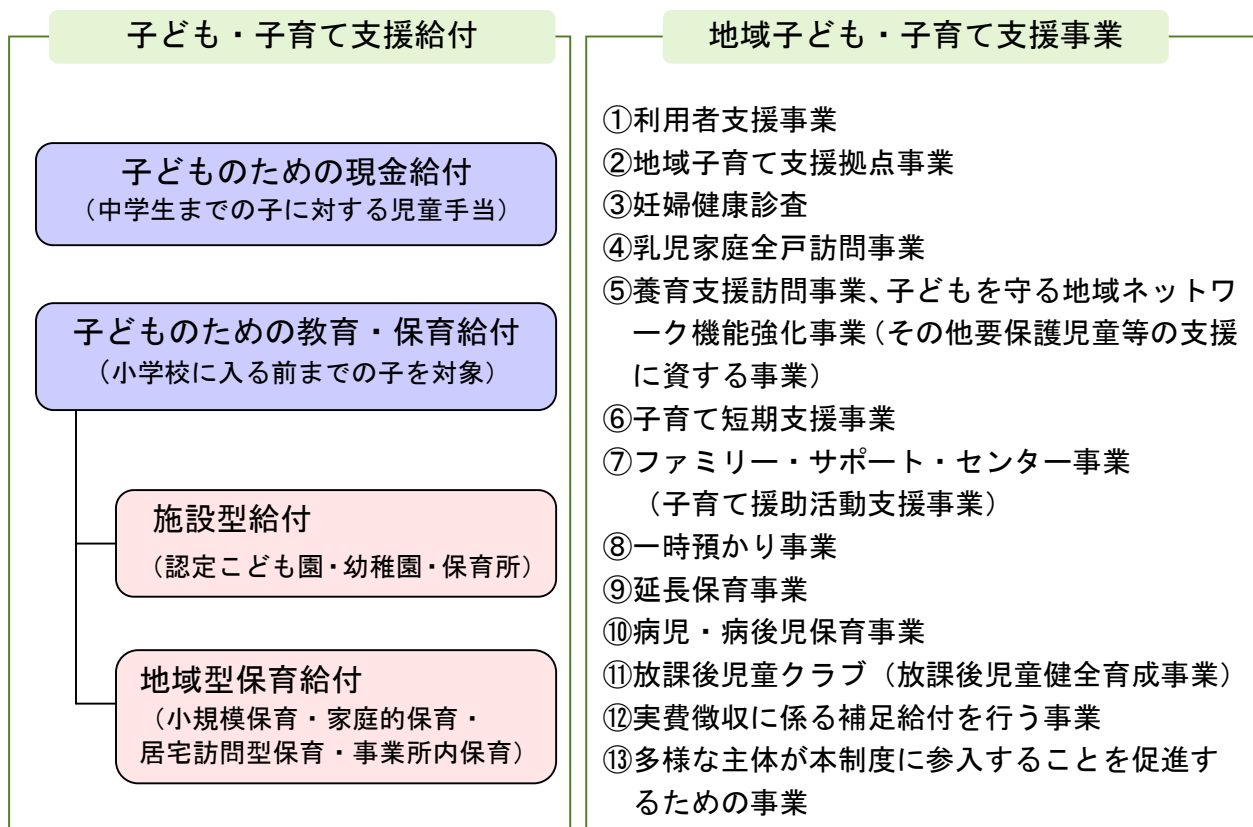
子ども・子育て支援新制度とは・・・。

子ども・子育て支援新制度とは、子ども・子育て関連3法（①子ども・子育て支援法、②認定こども園法の一部改正法、③関係法律の整備法）に基づき、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、幼児教育・保育及び地域子育て支援の質・量の充実等を目指した、子ども・子育てに関する新しい制度のことです。この新制度は、「社会保障と税の一体改革」における消費税率の引上げ（10%）による増収分のうち、約0.7兆円を財源とし、平成27年4月から本格的にスタートする予定です。

◎子ども・子育て支援新制度の主なポイント

1. 給付制度の創設と支援事業の充実の2本立て

すべての子どもが安心して育つことができる社会を目指し、それぞれの家庭や子どもの状況に応じて、「子ども・子育て支援給付」を保障するとともに、「地域子ども・子育て支援事業」を実施し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行います。



2. 認定こども園制度の改善

幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う認定こども園がより普及されるよう、新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育所からの移行をしやすいしました。

認定こども園の ポイント

- ① 保護者の働いている状況に関わりなく、どのお子さんも教育・保育を一緒に受けます。
- ② 保護者が働かなくなったなど、就労状況が変わった場合も、通い慣れた園を継続して利用できます。
- ③ 子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない子どものご家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。

3. 地域子ども・子育て支援の充実

新制度は、共働きの家庭だけでなく、すべての子育て家庭を支援する仕組みです。ご家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり」や、身近なところで子育て相談などが受けられる「地域子育て支援拠点」など、地域の様々な子育て支援を充実させていきます。

【主な事業例】

地域子育て支援拠点

- ・親同士、子ども同士の交流や情報交換ができる「ひろば」や、各種子育てに関する講座などを行います。
- ・関係機関と連携を図りながら子育て全般に関する相談にお応えします。

利用者支援

- ・子育て家庭のニーズに合わせて、幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・援助をしていきます。

一時預かり

- ・急な用事や短期のパートタイム就労など、子育て家庭の様々なニーズに合わせて、一時預かりを利用しやすくしていきます。(現在、一時預かりを実施している施設は私立保育所4園、公設民営保育所3園です。)

病後児保育

- ・保育所や幼稚園等に在席するお子さんが病気等の回復期にあるため通園できない場合、一時預かり(私立保育所1園)又はすみだ子育て支援ネットはぐ(Hug)による訪問型病後児保育を実施しています。

学童クラブ

- ・就労等のため保護者が昼間いない児童(小学生)が、放課後に児童館などで過ごすことができます。
- ・新制度では、職員や施設・設備について新たに基準を設けて質の向上を図ります。

4. 給付対象施設となるための「認可」と「確認」

新制度による給付対象となるために、施設や事業者は、児童福祉法等による「認可」と、子ども・子育て支援法による「確認」を受ける必要があります。

- 「認可」：人員配置や面積など施設・事業に必要な基準を満たしているか。
- 「確認」：会計処理や情報公開などの基準を満たし、給付対象施設・事業者として適格か。

	施設・事業	認可の権限	確認の権限
教育・保育施設	認定こども園	東京都 (一部、指定都市等への 権限移譲の場合あり)	
	幼稚園		
	保育所		
地域型保育事業	小規模保育	墨田区	墨田区
	家庭的保育		
	事業所内保育		
	居宅訪問型保育		

「認可に関する基準」と「確認に関する基準」を墨田区が条例で定める必要があります。



5. 教育・保育施設の利用手続き

幼稚園などの教育・保育施設、小規模保育事業などの地域型保育事業の利用を希望するためには、支給認定を受けていただきます。

新制度では、保育の必要性に応じた3つの支給認定区分によって、施設など（幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育）の利用先が決まります。

手続きの時期や流れはこれまでと若干変更される部分があります。詳細な手続きについては10月頃にお知らせする予定です。

■支給認定の種類

支給認定区分	対象となる子ども	利用できる施設・事業
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども（2号認定を除く）	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病等により、保育を必要とする子ども	保育所・認定こども園
3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病等により、保育を必要とする子ども	保育所・認定こども園・家庭的保育事業・小規模保育事業等

■保育の必要量に応じた区分

2号認定又は3号認定を受ける方は、保育の必要量によって、さらに「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。「保育標準時間」と「保育短時間」では利用できる時間が異なります。

「保育標準時間」利用 ⇒ 主にフルタイム勤務を想定した利用。利用時間は最長 11 時間。

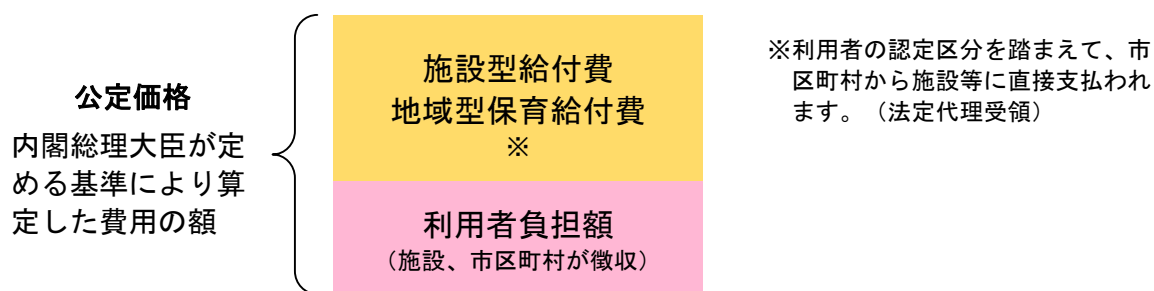
「保育短時間」利用 ⇒ 主にパートタイム勤務を想定した利用。利用時間は最長 8 時間。

■子ども・子育て支援新制度の利用の流れ



6. 利用者負担

新制度の利用にかかる保育料の額（利用者負担額）は、現行の負担水準や保護者の所得に応じて、国が定める基準を上限として、市区町村が現在の状況を踏まえて定めます。



※新制度に移行しない幼稚園や事業所内保育等については、従来と同じ取扱いになります。

～ 墨田区が定める基準について ～

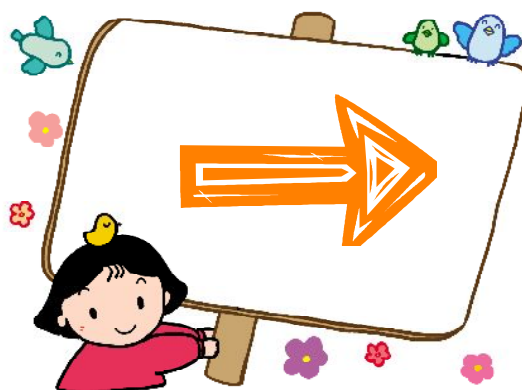
今回皆さんからご意見を募集する各種基準は、国が定める「従うべき基準」と「参酌すべき基準」をもとに、地域の実情に応じ、各市区町村が定めることとなっています。

【国の基準の類型】

	従うべき基準	参酌すべき基準
法的な効果	○「従うべき基準」とは、必ず適合しなければならない基準 ○条例の内容は、法令の「従うべき基準」に従わなければならない。	○「参酌すべき基準」とは、十分参照しなければならない基準 ○条例の制定にあたっては、法令の「参酌すべき基準」を十分に参照した上で判断しなければならない。
異なるものを定めることの許容の程度	法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許される。	法令の「参酌すべき基準」を十分に参照した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許される。
備 考	「従うべき基準」の範囲内であることについて説明責任 ⇒基準の範囲を超える場合は違法	「参酌すべき行為」を行ったかどうかについて説明責任（行為規範） ⇒「参酌する行為」を行わなかった場合は違法

※「条例委任の類型について（地方分権改革推進委員会第3次勧告の別紙2）」より抜粋・加筆

それでは次のページから、墨田区のそれぞれの基準案について説明をしていきます。



地域型保育事業の設備及び運営に関する基準(認可基準)案の概要

1 地域型保育事業について

地域型保育事業は、新制度により新たに市区町村の認可事業として位置付けられる事業です。様々な場所で多様な保育の提供が可能であることから、待機児童の多い都市部では待機児童対策に、また、子どもの数の減少傾向がある地域では地域における保育の確保に、それぞれ寄与することが期待されています。

地域型保育事業は、原則満3歳未満の保育を必要とする乳幼児に対し行われる事業であり、以下の4種類があります。

【地域型保育事業の種類】

類 型	内 容	事業主体
小規模保育 (定員6人～19人)	比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施。保育を目的とした様々なスペースで行う。規模に応じて以下の3つの類型が想定されている。 A型（保育所分園に近いもの） B型（保育所分園と家庭的保育の中間的なもの） C型（家庭的保育に近いもの）	市区町村・ 民間事業者等
家庭的保育 (定員5人以下)	家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細かな保育を実施。保育者の居宅その他の場所で行う。	市区町村・ 民間事業者等
事業所内保育	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施。地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供する。	事業主等
居宅訪問型保育	保育を必要とする子の居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施する。いわゆるベビーシッター。(主に、特別なケアが必要な子の保育や保護者の夜間勤務等に対応)	市区町村・ 民間事業者等

※地域型保育事業については、客観的な認可基準に適合し、必要な条件（社会福祉法人・学校法人以外の者は経済的基礎・社会的信望・社会福祉事業の知識経験に関する要件）を満たす場合には、欠格事由に該当する場合や需給調整が必要な場合でない限り、原則として認可するという、今までの保育所等の認可よりも透明性の高い認可の仕組みとなります。

2 地域型保育事業の設備及び運営に関する基準（認可基準）について

地域型保育事業の設備及び運営に関する基準（認可基準）については、各市区町村が、国が定める「従うべき基準」又は「参酌すべき基準」の区分に従い、条例で定める必要があります。

【基準の区分】

類型	基準の対象となる事項
従うべき基準	・地域型保育事業に従事する者の資格とその数 ・地域型保育事業の運営に関する事項であって、児童の適切な処遇の確保、秘密の保持、児童の健全な発達に密接に関連するもの（例：差別的取扱いの禁止、虐待の禁止、個人情報保護等）
参酌すべき基準	上記以外の事項

※「保育室及びその面積（面積基準）については、地域の実情に応じて、公的空間等の活用などを容易にするため、保育所とは異なり「参酌すべき基準」とされています。

3 墨田区の基準案

資料1のとおり。



**特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準（確認基準）案の概要**

1 新制度における確認制度について

新制度では、市区町村は「施設型給付（認定こども園・幼稚園・保育所）」や「地域型保育給付（小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育）」の対象となることを希望する教育・保育施設や事業者について、施設・事業者の申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、認定区分ごとの利用定員を定め、給付の対象となることを「確認」し、給付費を支払うことになります。

【各施設・事業において設定可能な利用定員と認定区分との関係】

			満3歳以上児		満3歳未満児
			①1号認定（保育不要）	②2号認定（保育必要）	③3号認定（保育必要）
特定教育・保育施設	認定こども園	幼保連携型	○ 定員設定なしも可	○	○ 定員設定なしも可
		幼稚園型	○	○	
		保育所型	○	○	
		地方裁量型	○	○	
	幼稚園		○	特例給付による 利用形態あり	—
	保育所		特例給付による 利用形態あり	○ ②③いずれかのみを設定可	
特定地域型保育事業	小規模保育		特例給付による 利用形態あり	特例給付による 利用形態あり	○
	家庭的保育				○
	事業所内保育				○ (従業員枠・地域枠)
	居宅訪問型保育				○

「確認」を受ける施設・事業者の要件

- ① 児童福祉法等に基づく認可基準を満たし「認可」を受けること。
- ② 市区町村が条例で定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の設備及び運営に関する基準（確認基準）を満たすこと。
- ※ 既存の幼稚園、保育所、認定こども園は別段の申し出をしない限り、施設型給付を受ける「確認」があったものとみなされる（「みなし確認」）。

2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(確認基準)について

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（確認基準）については、各市区町村が、国が定める「従うべき基準」又は「参酌すべき基準」の区分に従い、条例で定める必要があります。

【基準の区分】

類型	基準の対象となる事項
従うべき基準	・ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用定員 ・ 施設や事業の運営に関する事項であって、児童の適切な処遇の確保、秘密の保持、児童の健全な発達に密接に関連するもの （例：差別的取扱いの禁止、虐待の禁止、個人情報保護等）
参酌すべき基準	上記以外の事項

3 墨田区の基準案

資料2のとおり。



放課後児童健全育成事業の設備及び運営 に関する基準（運営基準）案の概要

1 放課後児童健全育成事業について

放課後児童健全育成事業とは、保護者が日中就労等で家庭にいない小学生に対し、授業終了後の遊びや生活の場を与える事業です。新制度において、その対象者が「おおむね10歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」と明確化されました。また、実施主体は市区町村となり、事業の実施における設備及び運営についての基準を市区町村が条例で定めることと規定されました。

2 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（運営基準）について

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（運営基準）については、各市区町村が、国が定める「従うべき基準」又は「参酌すべき基準」の区分に従い、条例で定める必要があります。放課後児童健全育成事業を行う者は、事業の設備及び運営の基準を遵守しなければなりません（放課後児童健全育成事業については、認可ではなく、事前の届出制）。

【基準の区分】

類型	基準の対象となる事項
従うべき基準	放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数
参酌すべき基準	上記以外の事項

3 区の基準案

資料3のとおり。



パブリックコメントの手続きについて

1 意見募集期間

平成26年8月4日（月）まで

2 意見を提出できる方

- ・区内に住所を持っている方
- ・区内で就業している方
- ・区内で就学している方
- ・区内で事業活動を行っている方又は団体

3 意見を募集する内容

- ・地域型保育事業の設備及び運営に関する基準（認可基準）案
- ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（確認基準）案
- ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（運営基準）案

4 パブリックコメント資料の閲覧場所

- ・墨田区役所ホームページ
- ・区民情報コーナー（すみだリバーサイドホール1階）
- ・子育て支援課（墨田区役所4階）

5 意見の提出方法

意見提出用紙（別紙）に必要事項を記載のうえ、以下①～④の方法により、子育て支援課子育て計画担当までご提出ください。なお、必要事項が記載してあれば、意見提出用紙に代えて、任意のA4用紙（書式自由で1枚以内）によるご提出でもかまいません。

① 持参 子育て支援課子育て計画担当（墨田区役所4階）

② 郵送 〒130-8640
墨田区吾妻橋一丁目23番20号
墨田区役所子育て支援課子育て計画担当

③ FAX 03-5608-6404

④ メール KOSODATE@city.sumida.lg.jp

※記載していただく必要事項・・・住所、氏名、性別、年齢、連絡先、基準案に対するご意見

6 パブリックコメント結果の公表

提出されたご意見の概要と、それに対する区の考え方を、墨田区役所ホームページで公表する予定です。なお、ご意見に対する個別回答は行いません。

また、ご意見を提出された方の氏名や住所等の個人情報公表しません。

7 問い合わせ先

内容	担当	電話番号
公立保育園について	子ども課保育係	03-5608-6161
私立保育園・私立幼稚園・家庭的保育事業について	子ども課保育担当	03-5608-1253
公立幼稚園について	学務課事務担当	03-5608-6303
放課後児童健全育成事業について	子ども課児童係	03-5608-6195
上記以外の事項及びパブリックコメントについて	子育て支援課子育て計画担当	03-5608-6084

子ども・子育て支援新制度に係る基準(案)に対する意見

案件の種類 (□に✓を入れてください)	☐ 地域型保育事業の設備及び運営に関する基準(認可基準)案 ☐ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(確認基準)案 ☐ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(運営基準)案		
住所 (団体の場合は所在地)	都道 府県	市区 町村	
氏名 (団体の場合は団体名 及び代表者氏名)		性 別 ☐ ☐ 男 女	年 齢 歳
連絡先		電 話 : F A X : メ ー ル :	
・意見の内容			

【 締 め 切 り 】 平成26年8月4日(月)必着

【 送 付 先 】 〒130-8640

墨田区吾妻橋一丁目23番20号

墨田区役所 子育て支援課子育て計画担当

【 F A X 】 03-5608-6404

【 メ ー ル 】 KOSODATE@city.sumida.lg.jp